

消費者啓発参考情報「くらしの110番」トラブル情報

仮想通貨（暗号資産）でラクして稼げる！？

安易なアルバイト探しに注意！

【事例】

新型コロナウィルスの影響でアルバイトがなくなり、突然収入を断たれた。生活が苦しいので仕事を探そうと、スマートフォンで副業サイトを検索した。簡単に儲かるお勧めのサイトに興味を持ち、メッセージアプリに登録したら、お知らせが届くようになった。電話をかけて話しを聞き、初めに4800円の情報商材をクレジットカードで購入した。

その後さらに、「マイニングマシン※16台を160万円で購入すると、翌月から毎月30万円が配当される。ローンで購入してもすぐに返済できて、確実に儲かる」と勧誘されたが、インターネットでこの会社について調べると、不審な口コミが多く怪しい。

情報商材の購入代金4800円は既に支払っているので諦めるが、マイニングマシンの購入については、話を聞いただけで契約書等は交わしていないと思うので、このまま無視しておいてもよいか。

※マイニングマシン…仮想通貨（暗号資産）には、通貨を管理する国や中央銀行が存在しないため、第三者がネットワークを通じて取引の承認および確認作業（マイニング（採掘））を行い管理している。この作業に使用されるコンピュータのことをマイニングマシンという。

新型コロナウィルスの影響で、奨学金の返済が困難となった、生活に困窮したなどの若者が、インターネットを介して簡単に儲かるとした不審な副業話に手を出すという消費者トラブルが発生しています。

【消費者へのアドバイス】

1. 安易に広告を信じて資料請求をしたり、後で儲かるからと安易に借金をして情報商材の購入や投資をしないようにしましょう。
2. 「必ず儲かる」と勧誘されても実際に利益を得られる保証はありません。業者の話をうのみにせず、冷静に判断しましょう。
3. ビジネスの仕組みや仕事の内容について十分な説明がない契約や、自分で儲かる理由が理解できないような契約はしないようにしましょう。
4. 契約が成立していると、事例のように自分に契約した認識がなくても、代金を請求される場合があります。一度でもやりとりのあった業者から不審な連絡がきた場合は、無視しないで消費生活センター等に相談しましょう。

消費生活センターへのお電話は、消費者ホットライン「188」へお掛けください。

（くらしの110番 2020年7月）